事務連絡
令和 8 年 10 月 23 日

共済組合担当者様

第三者加害関係事務の手続きについて

日頃は、当共済組合の事務手続きに御協力いただきありがとうございます。

従前より、組合員又は被扶養者が交通事故等で第三者より傷害を受け、その治療にマイナ保険証を使用した場合、当共済組合に届出をしていただくようお願いをしているところでありますが、この度、この事務手続（第三者加害関係事務）について、一部外部の会社に業務委託することになりましたのでお知らせします。

これに伴い、委託先の会社から該当組合員へ、書類の提出依頼や電話連絡等を行うことが想定されますので、組合員へ周知のほどよろしくお願いします。

業務委託先：TT ピーエム株式会社
適用開始：この通知日以降に受付した分から適用

※現在処理中の案件については、引き続き共済組合にて対応します。

公立学校共済組合徳島支部
給付・年金第一担当
℡088-621-3176